

新型コロナウイルス感染症の影響による電気料金の特別措置について

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま及び感染拡大により困難な生活環境におられる皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社藤田商店は、経済産業省より電気料金に関する特別措置の要請を受け、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまを対象に以下のとおり特別措置を講ずることといたしました。

記

(1) 特別措置の対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまであって、一時的に料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申し出をされたお客さま

※ 「緊急小口資金、総合支援資金の貸付」については厚生労働省のページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

(2) 特別措置の内容

2020年4月分および5月分の電気料金について、支払期日を原則として1ヵ月間延長いたします。

(3) 特別措置の申込方法

特別措置の適用を希望されるお客さまは、以下の弊社問い合わせ先にご連絡ください。お申込みの際は、お客さまが適用対象に該当されているか確認させていただきますので、緊急貸付に関する書類をお手元にご準備のうえ、ご連絡いただきますようお願いいたします。

電気料金の特別措置について 0120-977-076 (受付時間：平日 9時～17時)

また、お申し込み後、緊急貸付の決定が確認できる書類（写し）を、郵送により下記までご提出いただきますようお願いいたします。

〒768-0067

香川県観音寺市坂本町5丁目4番5号

株式会社藤田商店 管理部 宛

以上